

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
		各編共通	各編共通	
1		東日本電信電話株式会社	NTT 東日本株式会社	名称変更
		第1編 総則	第1編 総則	
		第2節 計画の性格と構成	第2節 計画の性格と構成	
2	P.3	<p>第1 計画の性格 2 計画の推進 (略) また、男女双方の視点や高齢者、障がい者などに配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び現場における男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努めます。加えて新型コロナウイルス感染症を含む感染症を踏まえた防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対策業務のデジタル化の促進に努めるものとします。</p>	<p>第1 計画の性格 2 計画の推進 (略) また、男女双方の視点や高齢者、障がい者などに配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び現場における男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努めます。加えて新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症対策や防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対策業務のデジタル化の促進に努めるものとします。</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
		第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	
3	P.9	<p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 【表中】 (略)</p> <p>新規追加</p>	<p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 【表中】 (略) 東北管区行政評価局(秋田行政監視行政相談センター) ①被災者への生活支援情報の提供に関すること ②専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること</p>	新規追加
4	P.11	<p>6 指定公共機関 【表中】 (略) イオン株式会社 (略)</p>	<p>6 指定公共機関 【表中】 (略) イオン東北株式会社 (略)</p>	名称変更
		第4節 活動体制計画	第4節 活動体制計画	
5	P.14	<p>第1 計画の方針 <u>災害が発生したとき又は発生するおそれのある場合、市及び防災関係機関が迅速かつ効果的な災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の迅速な応急活動体制を確立します。</u> (略)</p>	<p>第1 計画の方針 <u>市は、発災後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立するとともに、災害対策本部及び、現地対策本部の設置等必要な体制をとるものとします。</u> <u>また、</u> (略)</p>	県計画の記載 に準じた修正
6	P.20 ～ P.23	<p>第4 横手市災害対策本部等の運営の基本事項 2 組織編成及び事務分掌 (2)事務分掌 (表中) 避難部 避難所副班長 <u>よこて</u>の未来ともにつくる課長 民生福祉部 環境副班長 <u>国保市民課長</u> 建設部 総務副班長 <u>建設課専門監</u> 土木副班長 <u>都市計画課政策監</u> 教育総務部 総務副班長 <u>文化財保護課長</u></p>	<p>第4 横手市災害対策本部等の運営の基本事項 2 組織編成及び事務分掌 (2)事務分掌 (表中) 避難部 避難所副班長 <u>横手</u>の未来ともにつくる課長 民生福祉部 環境副班長 <u>国保年金課長</u> <u>市民課長</u> 建設部 総務副班長 <u>建設課政策監</u> 土木副班長 <u>都市計画課課長代理</u> 教育総務部 総務副班長 <u>伝統文化課長</u></p>	市の組織再編 の反映

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
		第7節 市の人口推移と高齢化	第7節 市の人口推移と高齢化	
7	P.32	<p>市の人口は～（略）</p> <p>例えば、指定避難所における高齢者支援として、「健康診断」、「こころのケア」及び「食事」等に対する十分な配慮をはじめ、避難所として民間宿泊施設の一時借上げや応急仮設住宅への優先的入居、更に平時における避難施設のバリアフリー化、医療機関との連携強化等が高齢者への支援対策として挙げられます。</p>	<p>市の人口は～（略）</p> <p>例えば、指定避難所における高齢者支援として、「健康診断」、「こころのケア」及び「食事」等に対する十分な配慮をはじめ、避難所として民間宿泊施設の一時借上げや応急仮設住宅への優先的入居、更に平時における避難施設のバリアフリー化、医療機関・社会福祉施設との連携強化等が高齢者への支援対策として挙げられます。</p>	文言の適正化
8	P.32	<p>【横手市の年齢別人口】 (表中)</p>	<p>【横手市の年齢別人口】 (表中) <u>※令和7年10月末時点人口データ追記</u></p>	直近データの反映
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
		第1節 防災知識の普及計画	第1節 防災知識の普及計画	
9	P.33	<p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>また、過去に起こった災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理・適切に保存し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとします。</p>	<p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>また、過去に起こった災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理・適切に保存し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとします。</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
10	P.35	<p>第5 市民に対する災害予防の普及 1 実施時期 (1)～(21) (略)</p>	<p>第5 市民に対する災害予防の普及 1 実施時期 (1)～(10) (略) <u>(11) 8月26日 火山防災の日</u> <u>(12～22) 追加により番号ずれ</u></p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
11	P.37	<p>第5 市民に対する災害予防の普及 (略)</p> <p>3 市民自ら行う防災知識の学習と心得 (1) 平時からの取組 (略)</p> <p>(2) 災害発生時の心得 ア <u>マスメディア</u>（テレビ・ラジオ等）による災害情報の収集</p>	<p>第5 市民に対する災害予防の普及 (略)</p> <p>3 市民自ら行う防災知識の学習と心得 (1) 平時からの取組 (略)</p> <p>(2) 災害発生時の心得 ア <u>県及び市のホームページ、公式SNS</u>（Facebook、LINE、X（旧ツイッター）等）、<u>テレビ・ラジオ等</u>による災害情報の収集</p>	文言の適正化
		第3節 防災訓練計画	第3節 防災訓練計画	
12	P.43	<p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>また、女性も参画した訓練とする一方、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにします。</p>	<p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>また、女性も参画した訓練とする一方、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないように<u>することに加え、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとします。</u></p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
13	P.44	第2 訓練の区分及び種別 1 図上訓練（略） 2 実践訓練（1）～（3）（略） (4) 個別訓練 イ 災害防ぎよ訓練 1)～9)（略） 10) 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練 (略)	第2 訓練の区分及び種別 1 図上訓練（略） 2 実践訓練（1）～（3）（略） (4) 個別訓練 イ 災害防ぎよ訓練 1)～9)（略） 10) <u>障がい者や外国人などの要配慮者、要配慮者を支援する者や感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練</u> (略)	防災基本計画（R6.6修正）の反映
		第4節 災害情報の収集・伝達計画	第4節 災害情報の収集・伝達計画	
14	P.47	第2 情報収集・伝達体制 (略) 2 体制の整備 (1) イ <u>災害情報共有システム（Lアラート）</u> (2)～(6)（略） (7) 市及び県は、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備に努めるものとします。	第2 情報収集・伝達体制 (略) 2 体制の整備 (1) イ <u>秋田県情報集約配信システム（Lアラートへ配信）</u> (2)～(6)（略） (7) 市及び県は、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備に努めるものとします。 <u>併せて、地域衛星通信ネットワーク等による衛星通信の確保に努めるとともに、通信が途絶した地域において活動する派遣職員等を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備等に努めるものとします。加えて、これら機器類の動作方法の確認や通信訓練に努めるものとします。</u>	文言の適正 防災基本計画（R6.6修正）の反映
15	P.47	第3 情報の共有化 市、県及び関係防災機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努めます。また、市、県及び公共機関は、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の <u>共通のシステム（総合防災情報システム S O B O - W E B）</u> に集約できるように努めるものとします。	第3 情報の共有化 市、県及び関係防災機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努めます。また、市、県及び公共機関は、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の <u>総合防災情報システム（S O B O - W E B）</u> に集約できるように努めるものとします。	防災基本計画（R6.6修正）の反映
		第7節 火災予防計画	第7節 火災予防計画	
16	P.55	第1 計画の方針 市街地の過密化、多様化、危険物の需要拡大等により、火災発生及び延焼の危険が増大しています。これに対処するため、防火の意識高揚により火災の未然防止を図るとともに、消防施設及び設備の充実、消防団員の教育訓練等消防力の強化・向上に努めます。	第1 計画の方針 市街地の過密化、多様化、危険物の需要拡大等により、火災発生及び延焼の危険が増大しています。これに対処するため、防火の意識高揚により火災の未然防止を図るとともに、消防施設及び設備の充実、消防団員の教育訓練等消防力の強化・向上に努めます。 <u>また、県および市町村が一体となった消防の広域化や消防事務の一部についての連携・協力に関する検討を継続し、消防の対応力の強化、火災予防組合等の組織化の推進並びに住民への防火意識の普及に努めます。</u>	防災基本計画（R6.6修正）の反映

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
17	P.55 ～ P.56	<p>第2 一般火災 2 対策 (3) 消防本部の対策 ア 消防力の強化 <u>消防職員及び団員の充足、消防施設等の整備計画を明確にして、消防力の強化充実を図ります。</u> イ～オ（略）</p>	<p>第2 一般火災 2 対策 (3) 消防本部の対策 ア 消防力の強化 <u>消防職員の充足、消防施設及び資機材の整備拡充に努めます。また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・設備・充実強化に向けて、大規模な火災等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年部・女性層を始めとした団員の加入促進や、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりや処遇改善などに努めます。</u> イ～オ（略）</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
18	P.69	<p>第10節 土砂災害予防計画</p> <p>第7 警戒避難体制等の整備 2 予報、警報及び避難指示等 (3) 避難指示等の発令判断基準 表中 警戒レベル4 避難指示 右欄 <u>③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、記録的短時間大雨情報が発表されたとき</u></p>	<p>第10節 土砂災害予防計画</p> <p>第7 警戒避難体制等の整備 2 予報、警報及び避難指示等 (3) 避難指示等の発令判断基準 表中 警戒レベル4 避難指示 右欄 <u>③ 削除</u></p>	基準の整理
19	P.75	<p>第11節 公共・公益施設災害予防計画</p> <p>第7 社会公共施設 2 病院等 (2) 対策</p>	<p>第11節 公共・公益施設災害予防計画</p> <p>第7 社会公共施設 2 病院等 (2) 対策 <u>各医療機関は災害対策に関する啓発、対応マニュアル及びB C Pを作成し、以下の対策に努めるものとします。</u></p>	県計画の記載 に準じた修正
20	P.77	<p>第13節 避難計画</p> <p>第1 計画の方針 市は災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、市民が安全に避難できるよう、避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種別に応じた指定緊急避難場所、指定避難所等を定め、これを市民に周知徹底するとともに、必要に応じて、早期に避難するための施設を開放するよう努めます。 (略)</p>	<p>第13節 避難計画</p> <p>第1 計画の方針 市は災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、市民が安全に避難できるよう、避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種別に応じた指定緊急避難場所、指定避難所、<u>収容人数、ベットの受け入れ方法</u>等を定め、これを市民に周知徹底するとともに、必要に応じて、早期に避難するための施設を開放するよう努めます。 (略)</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
21	P.80	<p>第4 指定緊急避難場所、避難路等 3 対策 (1) 指定緊急避難場所 ウ （略） 避難者1人当たりに必要な面積は<u>2m²</u>以上とします。</p>	<p>第4 指定緊急避難場所、避難路等 3 対策 (1) 指定緊急避難場所 ウ （略） 避難者1人当たりに必要な面積は<u>3.5m²</u>以上とします。</p>	所要の修正

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
22	P.80 ～ P.81	<p>(2) 指定避難所の選定及び運営</p> <p>(略) 併せて、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとします。</p> <p>(略)</p> <p>また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設したときは、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとします。 (略)</p> <p>また、市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めます。加えて、平時から、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>(2) 指定避難所の選定及び運営</p> <p>(略) 併せて、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等、<u>衛星通信を活用したインターネット機器等</u>の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとします。 (略)</p> <p>また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設したときは、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県 (<u>総合防災課</u>) に報告するものとします。<u>併せて、適宜、要支援者などの医療・福祉ニーズを平鹿地域振興局福祉環境部（保健所）に報告するものとします。</u> (略)</p> <p>また、市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めます。加えて、平時から、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等<u>施設の利用計画を作成するよう努める</u>とともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。<u>併せて、ペットの受け入れについて、防災担当部局と担当部局との間において必要となる検討や調整に努めるものとします。</u></p>	<p>防災基本計画 (R6.6修正) の反映</p> <p>県計画に準じた修正</p> <p>防災基本計画 (R6.6修正) の反映</p>
23	P.82	<p>(5) 指定避難所等の環境整備</p> <p>アヘキ (略)</p> <p>ク 避難の長期化に対応した給水体制、仮設トイレ、マンホールトイレ、入浴施設等を含めた衛生に関する設備・資機材の整備に努めます。</p> <p>ケ 感染症予防や拡大防止に配慮したレイアウトや設備の整備に努めます。</p>	<p>(5) 指定避難所等の環境整備</p> <p>アヘキ (略)</p> <p>ク 避難の長期化に対応した給水体制、仮設トイレ、マンホールトイレ、入浴施設等を含めた衛生に関する設備・資機材の整備に努めるとともに、<u>簡易トイレ、トイレカー等の快適なトイレの設置に配慮するよう努めます。</u></p> <p>ケ <u>衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置に努めます。</u></p> <p>コ 感染症予防や拡大防止に配慮したレイアウトや設備の整備に努めます。</p>	<p>防災基本計画 (R6.6修正) の反映</p>
24	P.82 ～ P.83	<p>(6) 避難所における備蓄物資及び資機材等の整備</p> <p>市は避難所に必要な食料、生活必需品及び資機材等をあらかじめ整備し、又は必要なとき、直ちに配備できるよう準備に努めます。なお、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者に対し、食料や食事の提供を行う場合は、要配慮者のニーズの把握とアセスメントの実施に加え、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。</p>	<p>(6) 避難所における備蓄物資及び資機材等の整備</p> <p>市は避難所に必要な食料、生活必需品及び資機材等をあらかじめ整備し、又は必要なとき、直ちに配備できるよう準備し、<u>開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めます。</u>なお、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者に対し、食料や食事の提供を行う場合は、要配慮者のニーズの把握とアセスメントの実施に加え、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとします。</p>	<p>防災基本計画 (R6.6修正) の反映</p>

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
25	P.83 ～ P.84	<p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援</p> <p>市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努めます。</p> <p>特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、市及び県は健康相談や保健指導を実施するものとします。</p>	<p>(9) 避難所以外の避難者の支援に係る平時からの取り組み</p> <p>ア 市は、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとします。</p> <p>イ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとします。</p> <p>ウ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとします。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとします。</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
26	P.85	<p>第14節 医療救護計画</p> <p>第2 初期医療体制の整備</p> <p>2 対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県の保健医療活動チームの派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定めます。</p>	<p>第14節 医療救護計画</p> <p>第2 初期医療体制の整備</p> <p>2 対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県の保健医療福祉活動チームの派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定めます。</p>	所要の修正
27	P.85	<p>第3 後方医療体制の整備</p> <p>2 対 策</p> <p>(1) 平時から災害発生時に重症者を収容する医療施設を把握します。</p> <p>(2) 「広域災害救急医療情報システム（E M I S）」で、<u>平鹿総合病院</u>（災害拠点病院）と医療情報の共有を図ります。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 後方医療体制の整備</p> <p>2 対 策</p> <p>(1) 平時から災害発生時に重症者を収容する医療施設を把握します。</p> <p>(2) 「広域災害救急医療情報システム（E M I S）」で、災害拠点病院と医療情報の共有を図ります。</p> <p>(略)</p>	所要の修正

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
		第22節 備蓄計画	第22節 備蓄計画	
28	P.111 ～ P.112	<p>第3 公的備蓄品の整備目標</p> <p>1 共同備蓄</p> <p>市は、県と市町村で定めた品目や数量を共同備蓄します。</p> <p>県全体での備蓄目標量は、避難想定者数約<u>13万9千人</u>（想定地震：北由利断層、冬の18時に発生）の3日分とし、そのうちの<u>7割</u>を公助により、<u>3割</u>を自助、共助で対応することとします。</p> <p>県と市町村の共同備蓄は、公助のうちの3分の1とし、残りの3分の2を流通備蓄等により確保します。</p> <p>共同備蓄の県と市町村の割合は、県が2分の1を、残りの2分の1を各市町村の人口割負担とされており、横手市では<u>1,472人</u>の3日分の備蓄を行います。</p> <p>備蓄に関する役割分担 表中 公助 <u>7/10</u> 自助・共助 <u>3/10</u> 横手市の分担は<u>1,472人</u>分 流通備蓄等（約<u>6.5万人</u>分） 家庭や地域の備え（約<u>6.5万人</u>分）</p> <p>県と市町村の共同備蓄品目 表中</p>	<p>第3 公的備蓄品の整備目標</p> <p>1 共同備蓄</p> <p>市は、県と市町村で定めた品目や数量を共同備蓄します。</p> <p>県全体での備蓄目標量は、避難想定者数約<u>15万8千人</u>（想定地震：<u>天長地震</u> 北由利断層連動、冬の18時に発生）の3日分とし、そのうちの<u>6割</u>を公助により、<u>4割</u>を自助、共助で対応することとします。</p> <p>県と市町村の共同備蓄は、公助のうちの3分の1とし、残りの3分の2を流通備蓄等により確保します。</p> <p>共同備蓄の県と市町村の割合は、県が2分の1を、残りの2分の1を各市町村の人口割負担とされており、横手市では<u>1,398人</u>の3日分の備蓄を行います。</p> <p>備蓄に関する役割分担 表中 公助 <u>6/10</u> 自助・共助 <u>4/10</u> 横手市の分担は<u>1,398人</u>分 流通備蓄等（約<u>6.3万人</u>分） 家庭や地域の備え（約<u>6.3万人</u>分）</p> <p>県と市町村の共同備蓄品目 表中 <u>※品目の追加</u> 食料品等 <u>副食</u> 衛生用品 <u>体拭きシート</u> その他 <u>ゴミ袋</u></p>	県計画の記載に準じた修正
29	P.112	<p>2 市の備蓄等</p> <p>市は共同備蓄に加えて、簡易トイレ、マスク、ガウン、ブルーシート、段ボールベッド、簡易間仕切り、炊出し用具等、避難生活や<u>新型コロナウイルス感染症対策を含む</u>感染症対策において必要となる品目の備蓄又は民間業者からの調達に努めます。なお、保存期間が残り1年未満となった品目については、市の防災訓練等に使用するものとします。</p>	<p>2 市の備蓄等</p> <p>市は共同備蓄に加えて、簡易トイレ、マスク、ガウン、ブルーシート、段ボールベッド、簡易間仕切り、炊出し用具等、避難生活や感染症対策において必要となる品目の備蓄又は民間業者からの調達に努めます。なお、保存期間が残り1年未満となった品目については、市の防災訓練等に使用するものとします。</p>	防災基本計画（R6.6修正）の反映
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
		第1節 相互応援協力計画	第1節 相互応援協力計画	
30	P.116	第7 県外市町との相互応援 <u>4 新規追加</u>	第7 県外市町との相互応援 <u>4 宮城県富谷市</u>	新規追加

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
31	P.117	<p>第10 広域受援計画の策定</p> <p>市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、府内全体及び業務担当ごとの連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとします。加えて、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努めるものとします。</p> <p>なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとします。</p>	<p>第10 広域受援計画の策定</p> <p>市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、府内全体及び業務担当ごとの連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとします。加えて、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努めるものとします。</p> <p>なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとします。</p> <p><u>また、市は応援職員等の宿泊場所の確保が困難になることを想定し、応援職員等へ紹介できるホテルや旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとします。</u></p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
32	P.117	<p>第11 県外市町村への支援</p> <p>応急対策職員派遣制度により被災市区町村への支援要請があった場合は、速やかに必要な体制を整えるものとします。また、市は応援職員の派遣に当たり、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底します。</p>	<p>第11 県外市町村への支援</p> <p>応急対策職員派遣制度により被災市区町村への支援要請があった場合は、速やかに必要な体制を整えるものとします。また、市は応援職員の派遣に当たり、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やWeb会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとともに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に備え、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとします。</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
		第4節 災害情報の収集・伝達計画	第4節 災害情報の収集・伝達計画	
33	P.132	<p>第2 情報収集体制及び伝達系統 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関は、必要に応じ航空機、無人航空機、による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報を、県総合防災情報システム等を活用して防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図るものとします。</p>	<p>第2 情報収集体制及び伝達系統 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関は、必要に応じ航空機、無人航空機、<u>高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等</u>による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報を、県総合防災情報システム等を活用して防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図るものとします。</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
34	P.136	<p>第5 安否情報の収集・伝達体制 1～3 (略)</p> <p><u>4 新規追加</u></p>	<p>第5 安否情報の収集・伝達体制 1～3 (略)</p> <p><u>4 救助者の位置情報提供の要請</u></p> <p><u>県又は市災害対策本部（他の救助機関を含む）は、救助を要する者の生命又は身体に重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するため、携帯電話等の位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合は、携帯電話事業者に対して救助者の位置情報の提供を要請するものとします。</u></p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
35	P.137	第6 特殊災害発生時の措置 (図表)	第6 特殊災害発生時の措置 <u>(図表差し替え) ※別添</u>	県計画に準じた修正

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
		第5節 孤立地区対策計画	第5節 孤立地区対策計画	
36	P.138	<p>第1 計画の方針</p> <p>災害による孤立想定地区的孤立予防対策として、道路・橋りょう等の耐震化、通信施設等の公益施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備、地すべりや雪崩発生危険箇所等、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施するものとします。</p> <p><u>更に、地区住民は、日頃から近隣住民の実態の把握、通信機器の操作の習熟、備蓄に努め、孤立となった場合は安否確認を行います。</u></p>	<p>第1 計画の方針</p> <p>災害による孤立想定地区的孤立予防対策として、道路・橋りょう等の耐震化、通信施設等の公益施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備、地すべりや雪崩発生危険箇所等、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施するものとします。</p> <p><u>さらに、孤立想定地区的公共施設や町内会館等を備蓄倉庫として活用し、水・食料品、生活用品など緊急物資の備蓄に努めるとともに、孤立した場合においても緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めます。また、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落、いわゆる限界集落については、定期的な巡回・指導に併せ、住民の健康や生活面などの把握に努めます。</u></p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
		第8節 避難計画	第8節 避難計画	
37	P.145	<p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>また、多数の帰宅困難者が発生した場合には、公共交通機関の管理者等と連携し、帰宅困難者の<u>支援</u>に努めます。</p> <p>なお、これら生活支援等の実施にあたっては、要配慮者や女性への十分な配慮並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について留意します。</p>	<p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>また、多数の帰宅困難者が発生した場合には、公共交通機関の管理者等と連携し、帰宅困難者への<u>支援のほか、福祉的な支援</u>に努めます。</p> <p>なお、これら生活支援等の実施にあたっては、要配慮者や女性への十分な配慮並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について留意します。</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
38	P.153	<p>第8 避難誘導 4 避難誘導の方法</p> <p>(7) 知事は市長からの要請その他により、車両等による移送の必要を認めたときは、次のとおり応援又は派遣を要請します。</p> <p>【表中】 航空機輸送　自衛隊、民間航空会社</p>	<p>第8 避難誘導 4 避難誘導の方法</p> <p>(7) 知事は市長からの要請その他により、車両等による移送の必要を認めたときは、次のとおり応援又は派遣を要請します。</p> <p>【表中】 航空機輸送　自衛隊、<u>第二管区海上保安部</u>、民間航空会社</p>	所要の修正
39	P.154	<p>第10 避難所の開設及び運営</p> <p>避難所運営マニュアルに基づき、下記により実施します。</p>	<p>第10 避難所の開設及び運営</p> <p>避難所運営マニュアルに基づき、下記により実施します。<u>また、県が作成した「秋田県避難所運営マニュアル策定指針（ひな形編）（令和6年7月）」等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮した上で、運営に努めるものとします。</u></p>	県計画の記載 に準じた修正
40	P.156	<p>2 避難所の運営 (1) 計画の方針</p> <p>避難所には担当職員を適切に配置し、避難人員の把握、保健衛生、清掃、物資の受領配分等、所内の維持にあたります。なお、避難所における情報伝達、食料・飲料水等の給付、清掃等の業務は避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したN P O・ボランティア等の協力を得て<u>運営します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2 避難所の運営 (1) 計画の方針</p> <p>避難所には担当職員を適切に配置し、避難人員の把握、保健衛生、清掃、物資の受領配分等、所内の維持にあたります。なお、避難所における情報伝達、食料・飲料水等の給付、清掃等の業務は、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したN P O・ボランティア等の協力を得て<u>行うとともに、必要に応じ、D M A T、D P A T、災害支援ナース等の保健医療福祉活動チームや職員の派遣要請など、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとします。</u></p> <p>(略)</p>	県計画の記載 に準じた修正

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
41	P.157 ～ P.158	<p>(3) 運営方法 ア～イ（略） ウ 避難所内の居住スペースの割り振り <u>（新規追加）</u>居住スペースの割り振りは、可能な限り、地域地区（自治会・町内会等）ごとにまとまりを持てるように行います。（略） エ～カ（略） キ 女性・高齢者等の参画の推進 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するようにするために、責任者や役員に女性も就くこととします。</p>	<p>(3) 運営方法 ア～イ（略） ウ 避難所内の居住スペースの割り振り <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めます。</u>居住スペースの割り振りは、可能な限り、地域地区（自治会・町内会等）ごとにまとまりを持てるように行います。（略） エ～カ（略） キ 女性・高齢者等の参画の推進 避難者による自治的な運営組織には、<u>年代も考慮しながら</u>男女両方が参画するようにするために、責任者や役員に女性も就くこととします。</p>	<p>防災基本計画 (R6.6修正) の反映</p> <p>県計画の記載 に準じた修正</p>
42	P.159	<p>(4) 避難所における生活環境の保護 ア～エ（略） オ 食事療法が必要な方への配慮 避難所において、アレルギーや腎疾患患者等で特別な食事が必要な者について把握し必要な食料の調達の手配をします。</p>	<p>(4) 避難所における生活環境の保護 ア～エ（略） オ 食事療法が必要な方への配慮 避難所において、アレルギーや腎疾患患者等で特別な食事が必要な者について把握するとともに、<u>栄養バランスのとれた適温の食事など、避難者にとって</u>必要な食料の調達の手配をします。</p>	<p>防災基本計画 (R6.6修正) の反映</p>
43	P.160	<p>(5) 多様な視点を取り入れた避難所対策 ア 男女別ニーズの違いへの配慮 2) 避難者の受入れにあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じます。 イ 妊産婦、乳幼児等への配慮 1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行います。なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行います。 (略) 3) 女性や子どもに対する（性）暴力・DVの発生を予防するため、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮します。 (略)</p>	<p>(5) 多様な視点を取り入れた避難所対策 ア 男女別ニーズの違いへの配慮 2) 避難者の受入れにあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じます。<u>また、女性特有の生活関連物資（生理用品等）の配布に当たっても、方法や場所等に配慮するものとします。</u> イ 妊産婦、乳幼児等への配慮 1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行います。なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、<u>特に避難生活が長期に及んだ場合は女性や子育て、介護中の入など</u>個別の状況に応じた相談や対応を行います。 (略) 3) 女性や子どもに対する（性）暴力・DVの発生を防止するため、<u>死角となる場所の把握・立ち入り制限、女性用トイレと男性用トイレを離れた場所に設置するとともに、</u>男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の<u>昼夜を問わない定期的な巡回警備の実施や、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保</u>に配慮します。（略）</p>	<p>県計画の記載 に準じた修正</p> <p>防災基本計画 (R6.6修正) の反映</p> <p>県計画の記載 に準じた修正</p>
44	P.162	<p>第12 指定避難所外避難者への支援 (略) <u>記載追加</u></p>	<p>第12 指定避難所外避難者への支援 (略) <u>また、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供するものとします。</u> <u>同じく、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合も、車中泊避難を行うためのスペースにおける避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊の避難者に対しても提供するものとします。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとします。</u></p>	<p>防災基本計画 (R6.6修正) の反映</p>

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
45	P.162	P172からの移設	<u>第13 早期の通行規制の予告</u> <u>道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努めるものとします。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとします。</u>	県計画の記載に準じた修正
46	P.162	第13 帰宅困難者対策	第14 帰宅困難者対策	項目修正
47	P.162 ～ P.163	第14 避難所等のペット対策 <u>避難所へ飼い主がペットを同伴できるよう環境整備に努めるとともに、ペットの管理状況を把握し、関係機関の協力を得て支援体制の構築に努めます。</u>	第15 避難所等のペット対策 <u>市は、指定緊急避難場所や避難所においてペットと同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、その環境整備やペットの受け入れを含む避難状況等の把握に努めるものとします。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。</u>	防災基本計画（R6.6修正）の反映
48	P.173	第13節 交通輸送計画 第2 輸送網の確保 1 交通計画 (1) 緊急輸送道路の確保 ア～カ（略） <u>キ 道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努めるものとします。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとします。</u>	第13節 交通輸送計画 第2 輸送網の確保 1 交通計画 (1) 緊急輸送道路の確保 ア～カ（略） <u>キ（削除 P.162に移設）</u>	県計画の記載に準じた修正
49	P.175	第6 道路啓開等 市は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとともに、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。 路上の障害物の除去（雪害における除雪を含む。）については、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとします。	第6 道路啓開等 市は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとともに、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。 路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備、雪害における除雪を含む。）については、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとします。	県計画の記載に準じた修正
50	P.175	第7 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保 市は、国（国土交通省）が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、県、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、 <u>代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築</u> する場合、その連携に努めるものとします。	第7 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保 市は、国（国土交通省）が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、県、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導等により、渋滞緩和を図るための体制として、「災害時交通マネジメント検討会」を開催する場合、その連携に努めるものとします。	県計画の記載に準じた修正
51	P.203	第22節 防疫、保健衛生計画 第4 健康管理対策 3 指定避難所の生活環境等 市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとします。	第22節 防疫、保健衛生計画 第4 健康管理対策 3 指定避難所の生活環境等 市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、 <u>簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとします。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとします。</u>	防災基本計画（R6.6修正）の反映

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
		第23節 動物管理計画	第23節 動物管理計画	
52	P.204	第2 危険動物・ペット等の管理 2 市の役割 (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ <u>(3)～(5)新規追加</u> <u>(3)</u> 住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供	第2 危険動物・ペット等の管理 2 市の役割 (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ <u>(3) ペットの受入状況を含む避難状況の把握</u> <u>(4) 必要に応じた指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保</u> <u>(5) 獣医師会や動物取扱業者等との連携</u> <u>(6) 住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供</u>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
		第24節 廃棄物処理計画	第24節 廃棄物処理計画	
53	P.205	第2 ごみ処理及び屎処理対策 1 実施機関 被災地におけるごみ等の収集及び処分は、市が行います。 被害が甚大で市ののみで処理することが不可能な場合は、市や県が締結している災害廃棄物処理に関する協定に基づき、 <u>協定締結団体</u> に処理を要請します。 また、 <u>協定締結団体</u> での処理が不可能な場合は、県の指導により県外広域処理を行います。	第2 ごみ処理及び屎処理対策 1 実施機関 被災地におけるごみ等の収集及び処分は、市が行います。 被害が甚大で市ののみで処理することが不可能な場合は、市や県が締結している災害廃棄物処理に関する協定に基づき、 <u>秋田県産業資源循環協会等の関係団体</u> に処理を要請します。 また、 <u>秋田県産業資源循環協会等の関係団体</u> での処理が不可能な場合は、県の指導により県外広域処理を行います。	文言の適正化
		第28節 住宅応急対策計画	第28節 住宅応急対策計画	
54	P.215	第2 応急仮設住宅の建設 2 応急仮設住宅の建設 (1)～(3) (略) (4) 規模・費用 <u>1戸当たりの床面積・費用等は、采配救助法に定めた基準によりますが、これらは全体の平均であり、被災者の家族構成や立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるものを建設することができます。</u>	第2 応急仮設住宅の建設 2 応急仮設住宅の建設 (1)～(3) (略) (4) 規模・費用 <u>1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とします。</u>	所要の修正

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
55	P.216 ～ P.217	<p>5 被災住宅の応急修理</p> <p>(1) 応急修理の対象住家 <u>ア 住宅が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けたことにより、当面の日常生活を営むことができない世帯</u> <u>イ 自らの資力で、応急修理ができない世帯</u></p> <p>(2) 応急修理の方法 <u>ア 修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とします。</u> <u>イ 応急修理に要する費用は災害救助法に定める金額とし、現物給付とします。</u></p> <p>ウ 修理の期間は、災害発生から3ヶ月以内に完了するものとします。</p> <p>(3) 災害救助法が適用されない場合においては、災害の規模、範囲、被害の程度により市長が判断し、この場合の応急修理の方針は、災害救助法が適用された場合に準じます。</p>	<p>5 被災住宅の応急修理</p> <p>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行います。</u></p> <p>①修理の費用等 <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、それが必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、一世帯当たり53,900円以内とします。</u></p> <p>②修理の期間 <u>災害発生の日から10日以内に完了するものとします。</u></p> <p>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 <u>災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行います。</u></p> <p>①修理の費用等 <u>居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とします。</u></p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 739,000円 <u>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内</u></p> <p>②修理の期間 <u>災害発生の日から3ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）するものとします。</u></p> <p>(3) その他 ①住宅の応急修理に係る基準等は、内閣府発行の「災害救助事務取扱要領」等を参照します。 ②応急修理に当たっては、必要に応じ協定に基づき関係団体に対して協力を要請します。</p>	所要の修正
56	P.221	<p>第30節 災害救助法適用計画</p> <p>第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任</p> <p>1 法による救助の内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 災害が発生した場合 ①～⑤（略）</p> <p>⑥ 被災した住宅の応急修理</p> <p>⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ※ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。</p> <p>⑧ 学用品の給与 ⑨ 埋葬 ⑩ 死体の搜索及び処理 ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>第30節 災害救助法適用計画</p> <p>第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任</p> <p>1 法による救助の内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 災害が発生した場合 ①～⑤（略）</p> <p>⑥ 福祉サービスの提供 ⑦ 被災した住宅の応急修理</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ※ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。</p> <p>⑨ 学用品の給与 ⑩ 埋葬 ⑪ 死体の搜索及び処理 ⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	所要の修正

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
57	P223～228	第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (表中) 災害救助基準（災害救助事務取扱要領より） <u>令和6年9月現在</u>	第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (表中) 災害救助基準（災害救助事務取扱要領より） <u>令和7年10月現在</u>	時点修正
		第3編 地震灾害対策	第3編 地震灾害対策	
		第3章 災害予防計画	第3章 災害予防計画	
		第2節 火災予防計画	第2節 火災予防計画	
58	P.244	第2 出火防止と初期消火 2 対策 (3) 出火防止及び初期消火の徹底 市民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図るとともに、消火器、消火用バケツの備付けと初期消火技術の向上について指導します。	第2 出火防止と初期消火 2 対策 (3) 出火防止及び初期消火の徹底 市民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図るとともに、消火器、消火用バケツの備付けと初期消火技術の向上について指導します。 <u>また、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めます。加えて、特に危険性の高い木造密集市街地の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、地震発生後の電気等に起因する火災の発生を未然に防止するため、避難の際の安全措置の広報等に努めます。</u>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映 消防庁防災業務計画（R6.6修正）の反映
		第7節 積雪期の地震灾害予防計画	第7節 積雪期の地震灾害予防計画	
59	P.258	第5 要配慮者に対する除排雪支援 自力での屋根等の雪処理が困難な要配慮者に対しては、市で支援策を講じるとともに地域の助け合いによる相互扶助やNPO・ボランティア等の協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努めるものとします。	第5 要配慮者に対する除排雪支援 自力での屋根等の雪処理が困難な要配慮者に対しては、市で支援策を講じるとともに地域の助け合いによる相互扶助やNPO・ボランティア等の協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努めるものとします。 <u>また、ボランティア等を募集し除排雪等を実施する場合、募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガ及び疾病等に対応するため、事業者保険に加入することを推奨します。</u>	県計画の記載 に準じた修正
		第4章 災害応急対策計画	第4章 災害応急対策計画	
		第2節 ライフライン施設応急対策計画	第2節 ライフライン施設応急対策計画	
60	P.266	第3 水道施設 2 実施要領 (3) 応急復旧 ア 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図ります。 イ 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が流出しないよう措置します。また、浸水地区等で汚水が飲料用井戸に流入するおそれがある場合は、使用を一時中止するよう市民に周知徹底を図ります。	第3 水道施設 2 実施要領 (3) 応急復旧 ア <u>市は、</u> 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図ります。 イ <u>市は、</u> 施設が被災したとき <u>は</u> 、被災箇所から有害物等が流出しないよう措置します。また、浸水地区等で汚水が飲料用井戸に流入するおそれがある場合は、使用を一時中止するよう市民に周知徹底を図ります。	文言の適正化

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
		第4編 火山灾害対策	第4編 火山灾害対策	
		第1章 火山防災と活火山	第1章 火山防災と活火山	
		第1節 火山防災の基本理念	第1節 火山防災の基本理念	
61	P.270	<p>第1 関係機関との連携</p> <p>火山灾害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、観光関係機関、学識経験者が連携して、情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えるとともに、関係する行政機関等が整合のとれた統一的な防災対策を進める必要があります。</p> <p>特に、火山灾害の特殊性に鑑み、学識経験者等専門家との緊密な連携を図るものとします。</p>	<p>第1 関係機関との連携</p> <p>火山灾害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、観光関係機関、学識経験者が連携して、情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えるとともに、関係する行政機関等が整合のとれた統一的な防災対策を進める必要があります。</p> <p>特に、火山灾害の特殊性に鑑み、学識経験者等専門家との緊密な連携や火山調査研究推進本部の取組との連携を図るものとします。</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
		第2節 横手市の火山	第2節 横手市の火山	
62	P.271	<p>第1 概況</p> <p>活火山とは、火山噴火予知連絡会により定義された「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を指し、横手市では、栗駒山が該当します。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 概況</p> <p>活火山とは、火山噴火予知連絡会(令和6年11月に終了)により定義された「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を指し、横手市では、栗駒山が該当します。</p> <p>(略)</p>	火山調査研究 推進本部の設 置等に伴う修 正
		第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
		第1節 計画の方針	第1節 計画の方針	
63	P.275	<p>第1 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>また、起こりうる火山灾害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する運動を展開していくものとします。</p> <p>このため、市及び防災関係機関は、平時から市民に対し、<u>「火山に関する基礎知識」</u>、<u>「歴史上の火山灾害とその教訓」</u>の知識と、<u>「火山災害発生時の対応」</u>などに関する防災知識の普及啓発を図るものとします。</p>	<p>第1 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>また、起こりうる火山灾害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する運動を展開していくものとします。</p> <p>このため、市及び防災関係機関は、<u>防災週間や火山防災の日などを通じ</u>、平時から市民に対し、火山に関する基礎知識や、歴史上の火山灾害とその教訓、<u>また、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いた火山灾害の危険性</u>、災害発生時に<u>おける対応</u>などに関する防災知識の普及啓発を図るものとします。</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
		第2節 火山防災協議会活動計画	第2節 火山防災協議会活動計画	
64	P.276	<p>第3 火山防災協議会における協議事項等</p> <p>(略)</p> <p>市及び県は、火山防災協議会において、噴石の落下に備え、退避壕・退避舎等の必要性について検討するほか、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握や安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとし、必要に応じて、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとします。</p> <p>記載追加</p>	<p>第3 火山防災協議会における協議事項等</p> <p>(略)</p> <p>市及び県は、火山防災協議会において、噴石の落下に備え、退避壕・退避舎等の必要性について検討するほか、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握や安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとし、必要に応じて、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとします。</p> <p>加えて、市は必要に応じて火山防災協議会に意見を求めて、警戒区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）における避難確保計画の作成や避難訓練に係る助言を行うなど、施設所有者や管理者への支援に努めるものとします。</p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映

横手市地域防災計画 新旧対照表

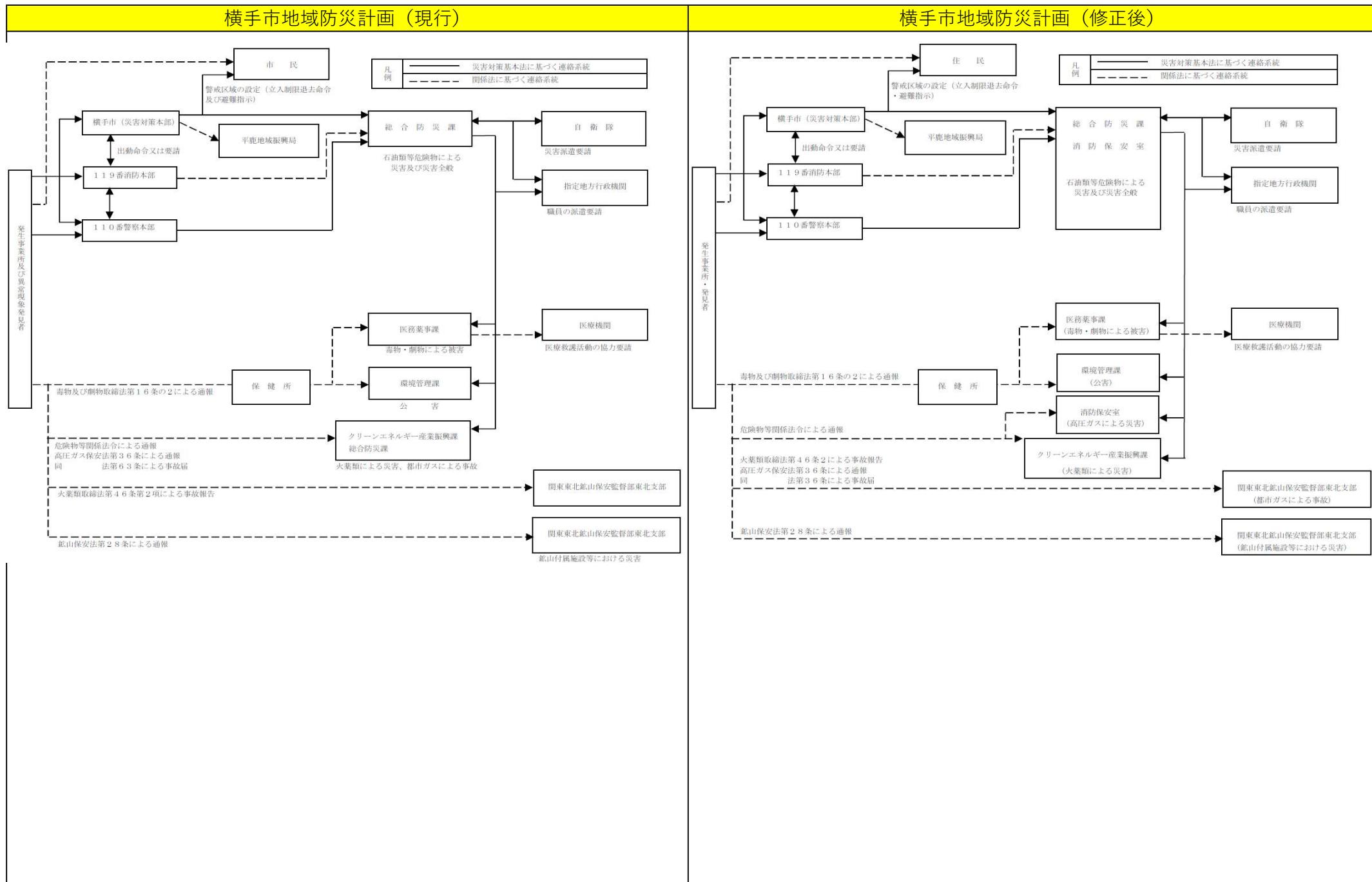
No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
65	P.277	<p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定めるべき事項 (略)</p> <p>2 市は、<u>警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下、本節において「避難促進施設」という。）</u>について、名称及び所在地を市地域防災計画に規定します。</p>	<p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定めるべき事項 (略)</p> <p>2 市は、避難促進施設について、名称及び所在地を市地域防災計画に規定します。</p>	県計画の記載に準じた修正
		第3節 防災訓練計画	第3節 防災訓練計画	
66	P.278	<p>第1 訓練項目 市及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施します。</p>	<p>第1 訓練項目 市及び各防災関係機関は、<u>防災週間や火山防災の日を通じて</u>次の訓練を計画的に実施します。</p>	防災基本計画（R6.6修正）の反映
		第4節 防災情報の収集・伝達計画	第4節 防災情報の収集・伝達計画	
67	P.279	<p>第2 火山防災情報の伝達 1 噴火警報・噴火予報 (略) 市は、噴火警報等の伝達をより確実にするため、登録制メール、周辺道路等における掲示など、地域の状況を踏まえながら情報伝達手段の多様化を図るものとします。</p>	<p>第2 火山防災情報の伝達 1 噴火警報・噴火予報 (略) 市は、<u>住民や登山者への</u>噴火警報等の伝達をより確実にするため、登録制メール、周辺道路等における掲示など、地域の状況を踏まえながら情報伝達手段の多様化を図るものとします。</p>	文言の適正化
68	P.282	<p>第3 火山防災マップの作成・周知 警戒地域の指定のあった市は、市地域防災計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民・登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した「火山ハザードマップ」に避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民・登山者等に防災上必要な情報を附加した「火山防災マップ」を作成し、住民に配布するとともに、観光関係機関等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図ります。</p>	<p>第3 火山防災マップの作成・周知 警戒地域の指定のあった市は、市地域防災計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民・登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した「火山ハザードマップ」に避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民・登山者等に防災上必要な情報を附加した「火山防災マップ」を作成し、住民に配布するとともに、<u>防災知識の普及啓発を図ります。併せて</u>、観光関係機関等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図ります。</p>	防災基本計画（R6.6修正）の反映
69	P.286	<p>第5 噴火警報等の伝達図 図表</p>	<p>第5 噴火警報等の伝達図 図表 <u>差し替え</u></p>	
		第3章 災害応急対策計画等	第3章 災害応急対策計画等	
		第4節 継続災害への対応	第4節 継続災害への対応	
70	P.291	<p>第2 安全確保対策 2 安全確保対策 (3) 火山灰対応対策 ア <u>降灰にかかる風向・風速情報の収集、伝達</u> イ 降灰による住民等に対する健康影響調査</p>	<p>第2 安全確保対策 2 安全確保対策 (3) 火山灰対応対策 ア <u>降灰予報の伝達体制の整備</u> イ 降灰による住民等に対する健康影響調査</p>	県計画の記載に準じた修正

横手市地域防災計画 新旧対照表

No.	地域防災計画 修正後ページ	横手市地域防災計画（現行）	横手市地域防災計画（修正素案）	修正理由
		第5編 災害復旧計画	第5編 災害復旧計画	
		第1節 公共施設災害復旧計画	第1節 公共施設災害復旧計画	
71	P.294	<p>第3 災害復旧事業計画 (略)</p> <p><u>新規追加</u></p> <p>公共施設の災害復旧は、概ね次の事業について計画します。</p>	<p>第3 災害復旧事業計画 (略)</p> <p><u>併せて、連携体制の強化を図るため、道路管理者及び上下水道事業管理者は、電力や通信など他のインフラ事業者と連携の上、復旧工事を行うよう努めるものとします。</u></p> <p><u>なお、公共施設の災害復旧は、概ね次の事業について計画します。</u></p>	防災基本計画 (R6.6修正) の反映
		第2節 農林業経営安定計画	第2節 農林漁業経営安定計画	所用の修正
72	P.297	<p>第1 計画の方針</p> <p>県は、被災した農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、日本政策金融公庫及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な長期かつ低利の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努めます。</p>	<p>第1 計画の方針</p> <p>県は、被災した農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、日本政策金融公庫及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な長期かつ低利の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努めます。</p>	所要の修正
73	P.297	<p>被災農林業者に対し、農林業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する制度です。申込みは日本政策金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関で行います。主な融資制度は次のとおりです。</p> <p><u>【表中】</u></p> <p>農業関係</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 (新規追加)</u></p> <p>林業関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 (新規追加)</u></p> <p><u>漁業関係 (新規追加)</u></p>	<p>第2 日本政策金融公庫資金</p> <p>被災農林漁業者に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する制度です。申込みは日本政策金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関で行います。主な融資制度は次のとおりです。</p> <p><u>【表中】</u></p> <p>農業関係</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 農林漁業経営資本強化資金</u></p> <p>林業関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 農林漁業経営資本強化資金</u></p> <p><u>漁業関係</u></p> <p><u>1 漁業基盤整備資金</u></p> <p><u>2 農林漁業セーフティネット資金</u></p> <p><u>3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）</u></p> <p><u>4 農林漁業経営資本強化資金</u></p>	所要の修正
		第6節 財政負担に関する計画	第6節 財政負担に関する計画	
74	P.309	<p>第2 対策</p> <p>4 起債の特例</p> <p>次に掲げる場合においては、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができます。</p>	<p>第2 対策</p> <p>4 起債の特例</p> <p>次に掲げる場合においては、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害の発生した日の属する年度<u>及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度</u>に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができます。</p>	文言の適正化

横手市地域防災計画 新旧対照表

対照表No.35別添



横手市地域防災計画（現行）					横手市地域防災計画（修正後）													
第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準					第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準													
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考									
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり <u>350</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@ <u>7,000</u> 円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり <u>360</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能（ホテル・旅館の利用額は@ <u>10,000</u> 円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと）	災害発生の日から7日以内	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり <u>350</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助を要する者に供与する	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間

横手市地域防災計画 新旧対照表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>○ 建設型応急住宅 1 規模</p> <p>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1 戸当たり <u>6,883,000</u> 円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として <u>6,883,000</u> 円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は 2 年以内</p>	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ことができない者	<p>○ 建設型応急住宅 1 規模</p> <p>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1 戸当たり <u>7,089,000</u> 円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として <u>7,089,000</u> 円以内であればよい</p> <p>2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる</p> <p>4 供与期間は 2 年以内</p>
炊き出しその他による食品の供与	<p>1 避難所に収容された者 2 住家に日間を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	1 人 1 日当たり <u>1,330</u> 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食は 1/3 日)	炊き出しその他による食品の供与	<p>1 避難所に収容された者 2 住家に日間を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	1 人 1 日当たり <u>1,390</u> 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

横手市地域防災計画 新旧対照表

対照表No.57別添

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができる、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、 <u>半壊、半焼又は</u> 床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用できず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
	冬	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
	冬	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
	冬	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円
	冬	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円

横手市地域防災計画 新旧対照表

対照表No.57別添

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上	医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上	助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は別途計上	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して 1世帯当たり <u>51,500</u> 円以内	災害発生の日から10日以内		福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	
					住宅の応急修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して 1世帯当たり <u>53,900</u> 円以内	・災害発生の日から10日以内	

横手市地域防災計画 新旧対照表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）		住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,200円 中学生生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から1ヵ月以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 226,100円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 原則現物支給 2 支出費用 一体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内		死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡したものでも対象となる

横手市地域防災計画 新旧対照表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり <u>3,600</u> 円以内 2 一時保存： ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり <u>5,700</u> 円以内 3 検査 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする	1 洗浄、消毒等 1体当たり <u>3,700</u> 円以内 2 一時保存： ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり <u>5,900</u> 円以内 3 検査 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 <u>140,000</u> 円以内	災害発生の日から 10 日以内		障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 <u>143,900</u> 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 <u>4 福祉サービス提供</u> 5 飲料水の供給 6 死体の搜索 <u>7 死体の処理</u> 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費	輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

横手市地域防災計画 新旧対照表

対照表No.69別添

